国営関係部会2012年度活動方針

くはじめに>

2009年9月の政権交代以降2年が経過しました。

この間における民主党政権に対する国民の支持は、「二度にわたる代表の交替」、「マニフェストの一部修正」や「東北地方太平洋沖地震に関わる対応の遅れ」等から大きく後退しました。

そうした中で、菅総理は8月26日に正式な退陣表明を行い、8月29日に民主党新代表を選出し、翌30日には政権交代以降3人目となる野田総理が誕生しました。

9月13日に召集された第178臨時国会は、当初4日間の日程で開催されたものの、 復興に関わる第三次補正、円高と景気対策等の今後の与野党協議のあり方等も問題と なり、9月30日までの延長となりました。

今後の政治日程は、10月中・下旬以降開催が予定されている第179臨時国会において、第三次補正予算編成と国民負担のあり方、国家公務員制度改革関連4法案、郵政改革関連法案等の審議、今後の社会保障と税のあり方問題、独立行政法人のあり方問題等の審議・議論が予定されていますが、自民党は、第三次補正予算成立後に衆議院解散・総選挙に追い込み、政権を奪取する戦略を強めており、国会運営等は不透明な状況にあります。

一方、勤労国民の生活は、ここ数年続いている賃金の引き下げ等による生活苦が続き毎年の自殺者は3万人を超え、また、生活保護世帯も200万世帯を超える状況となっています。また、雇用面においても完全失業者は294万人(4.7%)、有効求人倍率は0.64と改善の兆しまでには至っておらず、改めて、民主党政権や労働組合としての取組み方向が問われています。

国営関係部会は、連合及び公務労協の方針に基づき、各種対策を進めるとともに、 賃金・労働条件の改善に関わる統一的な闘いの展開、また、各構成組織が取組みを進 めている独立行政法人や特別会計問題、郵政事業に係わる問題の解決に向けた労使交 渉、対外的な対策等の強化をはかりつつ、取組みを進めてきています。

今後においても、全体の流れ、取り巻く環境の厳しさ等もありますが、改めて国営 関係部会として「4組合」が連携をはかり取組みを進めて行くこととします。

Ⅰ 2011春季生活闘争のまとめ

1. 2011新賃金の取組みと経過について

国営関係部会は、本年1月25日に開催された第13回代表者会議において、2011新賃金の取組み方向として、以下の内容を確認しました。

- (1) 連合は、2011春季生活闘争に臨む基本的な考え方について
- ①「すべての労働者の処遇改善」に向けた2年目の闘いと位置付け、労働条件の復元・格差是正の観点から適正な成果配分を追求する闘争を展開するとともに、運動の社会性を追求する。
- ② すべての組合がすべての労働者を視野に入れ、要求を起こし、配分の歪みを是正、労働条件の底上げを実現する。
- ③ この間低下してきた賃金・労働時間、現場力などの復元をはかり、デフレ循環からの脱却・消費の回復によって、活力ある社会への転換、日本経済の展望を切り拓く。

そして、5つの共闘連絡会議を中心に、重層的な共闘態勢を構築し、総掛かり 体制での取組みを積み重ねるとともに、パート共闘を軸に、「非正規共闘」を新た に設置し、さらに「運動の両輪」として政策制度の取組みを推進することで、勤労 者全体の雇用・生活条件の課題解決をはかることを提起しました。

- (2) 公務労協は、連合に結集しすべての労働者の労働条件の改善に向け
- ① 人件費削減措置に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意再構築に全力をあげ、2010年人勧取扱い方針の閣議決定で言及された「人件費を削減するための措置の検討」については、自律的労使関係制度の法的措置と、合意を前提とした上で交渉・協議に臨む。

なお、2011春季生活闘争の賃金要求については、「公務・公共部門労働者の賃金 を維持し、改善すること」とし、政府(当局)・人事院にその実現を求める。

- ② 非常勤職員の雇用確保と処遇改善については、①時間給40円以上の引上げ、② 雇用の安定的確保等について、連合や地方連合会などが提起する格差是正・底上 げなどの取組みを全力で進める。
- ③ 65歳までの段階的定年延長を中心とした新たな高齢雇用施策の実現については、 2011年の取組みの重要課題として位置づけ、全力で取り組む。

なお、政府に対しても、段階的定年延長を公務員制度改革の重要課題として位置付け、人事院の「意見の申出」に基づく法改正に直ちに着手し、関係法案の早期国会提出に向け、われわれと十分交渉・協議、合意することを求める等の取組みを進めていくこととしました。

- (3) 国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針及びこれまで確認してきている「統一要求を組織し団体交渉による自主解決を基本とする」との考え方に基づき
- ① 国営関係労働者の「賃金を維持し、改善する」ことを基本に、具体的な要求については、企画調整会議において調整し、2月下旬までに決定することとし、3月上旬までには各当局に対し要求書を提出することとしました。
- ② 国営関係部会としての統一要求等の考え方について

1. 基本賃金について

「賃金を維持し、改善すること」とする。なお、各組合において取組みを 進めてきている格差問題等についても要求する。

なお、臨時職員については時給「40円」以上の引き上げとする。

- 2. 闘い方について
 - i. 団体交渉による自主解決を基本とする。
 - ii. 2011春季生活闘争における闘いは、昨年の人事院勧告(-0.22%削減) との係わりもあり、厳しい状況が想定されることから、各組合ともそれぞ れの実情を踏まえた交渉を展開する。
 - iii. 2011年民間賃金動向……これまでの中央労働委員会において確認されている新官民比較手法に基づく民間賃金準拠(水準と上げ幅)と、各々の事業のあり方と公共性などを加味した公益産業における賃金のあり方などとの関係を考慮する。(NTT、電力、たばこ、郵政関係、JR関係、私鉄等)

③ 闘いの展開について

- 1. JP労組は、2月25日に要求書を提出し、3月末決着に向け闘う。
- 2. 林野労組は、3月2日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。
- 3.全印刷は、3月1日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。
- 4. 全造幣は、3月14日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。
- ④ こうした中で、3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、連合や 公務労協における取組み方針の変更があり、国営関係部会としても4月19日に第1 4回代表者会議を開催し以下の取組み方針を確認しました。
 - イ. 2011年の新賃金問題については「現行賃金水準維持」(定期昇給確保)により決着 を図ることとする。
 - ロ. 労使間における決着は遅くとも「2011年5月末」とする。 なお、JP労組については「2011年4月末」で調整する。
 - ハ. 全体的な判断として
 - i. 2011春季生活闘争を取り巻く状況として、3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、今後は、政府や各企業及び地方自治体等は、「被災地の

復旧・復興」対策を進める。

こうした中で、国営企業、特定独立行政法人においても政府の一員としてその対策を進める方向にある。

- ii. 民間賃金については、「東北地方太平洋沖地震」との厳しい環境にはあったものの、現行賃金水準維持(定期昇給確保)により妥結をはかってきている。
- 一 会年度の人事院勧告の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震」により、 調査や実施時期等について引き続き検討を行うこととしている。
- iv. 今後の状況として、国家公務員の労働基本権に関わる法案の対応、民主党マニフェストとの関係(総人件費2割削減)、「東北地方太平洋沖地震」に関わる今後の復旧・復興に関わる補正予算(第二次補正)等の対応と公務員人件費削減の取扱い等。
- v. 以上のような取り巻く状況からして、「特殊的な状況下である」との認識のも とに、2011年新賃金問題は「定期昇給」で妥結をめざす。
- ⑤ 以上の経過・確認に基づき取組みを進めた結果、
 - イ. J P 労組については、5月13日に、定期昇給の確保、要員補充 等の整理を図りました。
 - ロ. 林野労組、全印刷、全造幣については、「定期昇給確保」に向けて自主交渉を展開し、厳しい環境もある中で、林野労組は5月31日、全印刷は6月17日、全造幣は7月8日に現行協約により妥結を図りました。

2. 各組合の交渉の経過について

国営関係4組合の2011春季生活闘争は、各組合との連携・支援を強化し、自主交渉・自主決着に向け「統一的な闘い」を進めることとし、「国営関係労働者の賃金を維持し改善すること」とする賃金要求の考え方について確認し、自主交渉・自主決着による解決をめざし闘いを進めてきました。

=構成組織からの報告=

〈林野労組〉 [5月31日妥結]

林野労組は、3月2日に「国有林労働者の賃金を維持し改善すること」とした内容で要求 書を提出し、4月14日を回答指定日として交渉を進めてきました。

今春闘においては、3月11日に発生した東日本大震災に係る災害対応を最優先することで 新賃金交渉を一時的にストップする事態となり、また、4月の段階で林野庁は「民賃動向等 についてさらに見極めが必要」としてきました。

その後、国営関係部会での確認や民賃動向等を踏まえ、定期昇給による妥結も視野に入れ 交渉を進め、最終的には、5月31日、林野庁の「現行協約に基づき対処する」との回答をう け、4月1日の定期昇給で妥結しました。

- 1. 平成22年度の国有林野事業職員の賃金については、現行協約に基づき対処していくこととする。
- 2. 国有林野事業職員の賃金等については、今後とも、給与法適用職員や民間事業の従業員の給与等を考慮して定めなければならないとの給与特例法の趣旨を踏まえ、特労法に基づき労使間で適切に協議していくこととしたい。

〈全印刷〉 [6月17日妥結]

2011春季生活闘争は、連合・公務労協・国営関係部会の方針を踏まえ、3月1日に「2011年4月1日以降の賃金水準の維持・改善に関する要求書」を提出して以降、社会・経済情勢、生活実態調査、官々格差、業務実績等、賃金水準の維持・改善の必要性について主張し、自主交渉・自主決着を目指して労使交渉を強化し交渉を進めてきました。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災の影響から、全印刷中央総行動等を中止する等、震災対応を最優先に行う特殊的事態になったことや、国営関係部会企画調整会議・ 国営関係部会代表者会議での意思統一を踏まえ、『現行賃金水準維持』による決着を図ることで、早期に対応し4月14日を交渉のヤマ場として闘いを進めてきました。

当局側は「新賃金問題は極めて重要な問題と受け止めているが、民間賃金の把握が例年以上に難しい状況にある。現時点において回答できる状況にない。」と繰り返し、具体的な回答を示さない状況が続き、当事者能力を示しませんでした。全印刷としては、新賃金問題を早期に決着し、震災対応に全力をあげるため、6月17日に委員長・理事長によるトップ交渉を行い、当局として当事者能力を発揮し、自主決着に向けて努力するよう要請し、その後の団体交渉にて「現行水準維持」での決着を図りました。

2011新賃金交渉は、東日本大震災による未曾有の災害等もあり、民間組合も決着が遅れた 状況下にあって、今回自主交渉による「現行水準維持」で決着が図れたことは、一定の評価 が得られたといえます。

〈全造幣〉 [7月8日妥結]

全造幣の2011新賃金闘争は、「組合員の賃金を維持・改善すること」などを内容として、 「造幣労働者の賃金の維持・改善に関する要求書」を3月14日に当局に提出し、自主交 渉・自主決着をめざして交渉を進めてきました。

しかし、当局は、「今次の民間賃金の状況は、全体的には給与カーブを維持している傾向がみられる。しかし、3月11日の東日本大震災によって、民間の賃金交渉は凍結・延期しているところが多く、今しばらく民間賃金動向を見極める必要があり、現時点では具体的な回答はできない。今後もできる限り早く回答できるよう鋭意努力していきたい」との回答に終始しました。

これに対し、組合は、「賃金水準の維持・改善」を当局に強く求め、交渉を強化した結果、7月8日の交渉において「平成23年度の新賃金に関し、俸給については、平成23年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わない」などの回答を当局が行い、現行の賃金水準維持で妥結しました。今年度の新賃金については、現行の賃金水準維持にとどまり、満足できる内容とは言えませんでしたが、ここ数年の給与法適用の国家公務員の給与の引き下げや、造幣をとりまく厳しい状況などから一定の評価ができると考えます。さらに、造幣労使間において、自主交渉・自主決着ができたことはあわせて評価できる結果と言えます。

〈JP労組〉 [5月13日妥結]

JP労組は2月25日に要求書を提出し、交渉に臨みましたが、3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、震災対応を最優先し春闘交渉を一時中断するなどしたため、本格的な交渉は震災から1か月が経過した4月12日からとなりました。翌13日に団体交渉を開催しましたが、グループ5社の第1次回答は「定期昇給の実施可否を検討、一時金は2.8月(対前年比▲1.5月)」と到底受け入れできる回答でなかったことから断固抗議し、厳しく再考を求めました。会社側が示した第一次回答の背景には、郵便事業会社の構造的な厳しい経営環境に加え、平成22年度の大幅な赤字によるものでしたが、各社共通回答としたのはグループ他社も経営環境は良好ではなく、またグループの中核である郵便事業の課題は全体で受け止めるべきというものでした。その後、連日の交渉の積み上げにより最終的に5月13日、委員長・持株会社社長とのトップ交渉により以下の内容で妥結整理を図ったところです

《妥結の主な内容》

- ■正社員
- ○定期昇給 完全実施
- ○一時金 正社員 3.0月(前年比▲1.3月)
- ■月給制契約社員
- ○基本月額 1,000円の引き上げ
- ○一時金支給率(0.3×1.8→2.0) 年0.12引き上げ

妥結判断は、これまでにない郵便事業財政の悪化の中で、①生涯賃金に大きく影響する定期昇給の確保が困難な状況の中で完全実施を確保することができたこと、②一時金については、組合員の雇用確保と会社の維持・発展を第一義に、第一次回答から0.2月を上積みさせ3.0月とさせることができたこと、加えて、③年度末において目標を大きく上回る等の業績が見込まれた場合には『特別報奨金(仮称)』を支給することを検討する回答を引き出したこと、④郵政改革関連法案への審議等に対する影響を回避すること等、総合勘案したものであり、今後の郵便事業の再生に向けては、企業風土改革をはじめとした労使協議を継続することとしたところです。

3. 国営関係部会の2011春季生活闘争のまとめ

- (1) 2011春季生活闘争は3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」における影響など厳しい環境の中でJP労組が定期昇給確保で自主決着を図ったことを踏まえ、国営関係部会企画調整会議において、林野労組、全印刷、全造幣は、「定期昇給確保」に向けて闘いを進め、「自主決着」をはかりました。
- (2) こうした、国営関係部会の2011春季生活闘争の闘いは、組合員の生活実態の改善に向けた要求からすれば不満の残るものの、厳しい経済状況や東北地方太平洋地震の影響が続く中、JP労組、林野労組、全印刷、全造幣において、「定期昇給確保」がなされたことは、「統一的闘い」の成果であり、今後ともこうした闘いの教訓を生かしながら闘いを進めていくこととします。

4. 総合的労働条件改善要求の取組み

2011春季生活闘争・総合的労働条件改善要求は、各組合の独自要求も含め、3月末までに要求書を提出し、自主交渉を強化してきました。

要求に対する各当局の回答は、これまでの各企業における労使交渉経過や予算上の関係などから、春の時点では、ほとんどの課題について継続扱いとなっていました。

また重点課題の一つである、高齢雇用施策については、人事院が「定年延長に向けた制度 見直し(素案)」を公務員連絡会に示したことから、公務労協高齢雇用施策検討委員会におい て対策を講じる等の取組みを進めてきました。

素案の内容は、「平成25年から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、給与に対しては、60歳前の7割水準、諸手当は基本的に60歳前と同様とするが年間で民間との均衡から特別給の支給月数を減ずる。50歳台職員の給与水準のあり方については民間給与との均衡を踏まえて検討。さらに本府省課長から局長を主な対象に役職定年制の導入。定年前の短時間勤務制の導入。」などとなっています。

公務員連絡会は、定年延長の意見の申出に向けて、60歳時点の給与の8割水準確保や行政職(二)労務職員等特例定年までの現行俸給月額の適用など、公務労協における組織討議を踏まえた要求の実現に向け交渉を進め、9月下旬には意見の申し出を行うよう求めています。

今後の総合的労働条件改善要求については、国営関係部会として統一的に取組みを進めて きた経過も考慮し、引き続き対策を進めていくこととします。

5. 2011人事院勧告について

人事院は、本年の民間給与実態調査について、東日本大震災の影響を考慮し、例年から2か月弱遅れとなる6月24日から8月10日までのスケジュールで行いました。調査対象企業・事業所規模50人以上という枠組みの変更はありませんが、被害が特に大きかった東北3県を除外していることから事業所数は約10,500事業所となり、昨年より減少しています。調査項目については、例年行っている基本項目に加えて、①61歳以上の再雇用者の給与、②高齢者

の雇用施策、③時間外労働の割増率を調査することに加え、④交通用具使用者の通勤手当の 状況を調べることが本年の特徴となっています。

公務員連絡会は、労使合意に基づく国家公務員の給与を引き下げる臨時特例法案が国会に 提出されていることを踏まえ、給与改定勧告は行わないことを要求するとともに、政府に対 しては、国家公務員の給与については公務員連絡会との交渉・合意に基づいて決着済みであ り、仮に人事院が給与改定勧告を行った場合でも勧告を実施しないことを改めて確認させる ことなどの取組みを進めています。

6. 一時金について

2010年度の一時金については、一般公務員の動向として0.20月の引き下げがされる中で、下表の通り、郵政は年間4.30月、林野、印刷、造幣は、前年度マイナス0.20月の年間3.95月となっています。

2011年度の夏期一時金については、JP労組が、年間一括で3.00月(夏1.50月)で妥結、林野労組は2.20月を要求し、1.90月で妥結、全印刷は年間要求を4.80月とし、そのうち夏期は、1.90月で妥結、全造幣は年間要求を4.50月とし、そのうち夏期は、1.90月で妥結しました。

〈1〉2010年度年間一時金

	一時金年間計		内 訳	
林野	3.95月	夏期1.925月	年末1.70月	年度末0.325月
印刷	3.95月	夏期1.95月	年末2.00月	
造幣	3.95月	夏期1.95月	年末2.00月	
郵政	4. 30月 + α	夏期2.15月	年末2.15月	

〈2〉2011年度夏期一時金要求

	要求	内 訳
林野労組	夏期 2.20月	妥結 1.90月
全印刷	年間 4.80月	妥結 夏期1.90月
全造幣	年間 4.50月	妥結 夏期1.90月
J P 労組	年間 4.40月	妥結 年間3.00月
		夏期1.50月

Ⅱ 行政改革等の取組みの経過について

1. 公務員人件費改革に対する取組み

- (1) 公務労協は、第177通常国会期以降、総人件費削減問題が焦点化する情勢を 踏まえ、対応に係る実務的検討を行うための機関として「総人件費削減対策PT」を設置し対策を強化してきました。
- (2) 国家公務員給与の削減に係る総務省と公務員連絡会との交渉においては、①異例の措置として、自律的労使関係制度を先取る形で交渉が行われ、給与引下げと自律的労使関係制度の導入に係る法案は、同時に国会に提出、政府として両法案とも今国会での成立に向けて努力を尽くすとされたこと、②削減は、マニフェスト政策の実現を出発点に、現下の厳しい財政状況のもと、今日の社会環境に対応した政策の実現をはかることに目的と大義があり、「結果として、財政政策の観点から復旧・復興の財源として充当する」ことを労使で共有化したこと、③定員について、東日本大震災の影響により、現時点で大幅な純減目標を掲げて取り組む状況ではなく、定員査定は大震災対応の必要性を踏まえて対応するとされたこと、④財政上の措置を含め地方公務員への影響を遮断するとされたこと等を踏まえ決着しました。

そして、政府は2011年6月3日、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案 を閣議決定し、国会に提出しました。

(3) 国営関係部会としては、公務労協における意思統一を踏まえ、法案成立後における統一的な対策等について引き続き調整を進めて行くこととしました。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

- (1) 公務労協は、公共サービス基本法の成立を踏まえ、新たな活動段階に移行する こととなった「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」については、公共 サービス基本条例の制定に向け取組みを行ってきました。
- (2) 連合は、「2011年度政策・制度実現の取組み方針」において提起し、統一自治体選挙における組織内外の候補者との連携をはかる中で、各都道府県における地方連合会との連携による「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」の開催や、「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める県民の会」の発足等を具体的な活動として提起しています。
- (3) 国営関係部会としは、中央・地方段階において連合・公務労協における各種行動などに参加し対策を進めてきました。
- 3. 事業仕分け、独立行政法人及び政府関連公益法人改革、特別会計の制度的な 見直しに対する雇用・労働条件確保の取組み
 - (1) 政権交代以降実施されてきた事業仕分けは、①第1弾(2009年11月)~国が行う

449事業について実施、②第2弾(2010年4、5月)~独立行政法人が行う事業(47法人、151事業)及び政府系公益法人等が行う事業(70法人、82事業)について実施、③第3弾(2010年10、11月)~前半(10月)は特別会計(18会計51勘定)、後半(11月)は行政事業レビュー再仕分けが行われてきました。

- (2) 公務労協は、行政刷新会議対策委員会において、「独立行政法人及び政府関係公益法人の見直し」については、政府の責任による当該職員の雇用確保を最低限として、国民生活の安心・安全を脅かす事業の効率化は容認できないとしました。また、「特別会計の見直し」については、個々の事務・事業、資金等について国民生活の安心・安全の確保を前提として、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等の国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置することを求めてきました。
- (3) 国営関係部会は、公務労協の「行政刷新会議対策委員会」における統一対策を 踏まえつつ、各組合の要求に基づき対策を進めてきました。
 - ① 全印刷・全造幣に係わる対策として、行政改革刷新委員、民主党・社民党との 意見交換等を進めるとともに、仕分け作業に係わり事前の労使交渉等を積み重 ねる等の対策が進められました。
 - ② 特別会計問題については、政府全体の検討が本年秋以降であるため、林野労組において、政府、民主党、社民党等への対策が進められました。
 - ③ 郵政改革関連法案に関わる審議は、第177通常国会において特別委員会の設置は確認されたものの、審議に関わる与野党間の調整がつかず継続審議となりました。

4. 地方分権改革・国の出先機関の見直し等に対する取組み

(1) 政府は、2010年12月27日の地域主権戦略会議において、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する」アクション・プランを決定し、翌28日に閣議決定しました。

具体的には、法整備前においても地方自治体の要望に応じ移譲を進める方針を 提起した一方で、新たな広域実施体制の整備のための関連法案の提出を2012年通 常国会に提出し、準備期間を経て2014年度中の移譲をめざすこととされています。

(2) 公務労協は、これに先立つ12月21日、片山地域主権改革担当大臣に対する要請を実施しました。この要請に対し片山大臣は、「①出先機関改革とは、国の仕事は中央政府が担うものに特化し、国内の行政をできるだけ自治体へ移していくということで、広域的にまとまるところはブロック単位で一括して移管するということ、②今、地域で検討が進められているところは、九州7県、沖縄、関西広域連合、首都圏、北海道などで、こうしたところを対象に、直轄国道などの権限を移していく、③権限の『受け皿』が適切かどうかについて検討が必要となり、そ

れを踏まえ、広域行政機構が信頼のおける組織かどうかについて判断し、国会に 法案を提出する予定である、④人員の移動が伴う場合は十分意見を聞き、相談し ながら進める。」との見解を明らかにしました。

また、2011年7月28日、逢坂担当政務官と協議を行い、①人材の地方移管にあたって必要となる枠組み・ルール等は、当該職員に直接かつ重大な影響を生じさせるものであり、公務労協との交渉・協議、合意を前提として、政府としての対応を進めること、②人材移管の枠組みの検討を行う人材調整準備会合に、直接の当事者である公務労協・関係組合の代表者を加えること、③地域主権改革・出先機関改革については、交渉・協議、合意の上に進めること、を改めて求めました。

- (3) 国の出先機関の見直しは、国家公務員の地方公務員への身分移管という雇用・ 勤務条件上の重大な課題を含むとともに、組織問題としての極めて重大な側面を 有しており、公務労協全体としての対応をより一層強化することが必要となって います。
- (4) 国営関係部会は、公務労協の「分権改革対策委員会」の中で、林野事業については、その事業の性格等から国として一体的・一元的に対応が進められるよう対策を進めてきています。

5. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

- (1) 政府は2010年11月1日の「公務員の給与改定に関する取扱いについて」の閣議 決定において、「国家公務員の給与改定については、次期通常国会に、自律的労 使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた給与改定の実現をはか る。」との立場を明らかにしたことにより、労働基本権の回復に係る検討が、民 主党公務員制度改革・総人件費改革PTと連合及び公務労協との間で本格化する こととなりました。
- (2) 公務労協は、「2010年秋から第177通常国会期を焦点として、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に係る法制度措置をはかる」ことを基本的な立場として確認し、①勤務条件法定主義の取扱いと協約の効力、②職員団体制度の取扱い、③労働組合法の適用等、を課題とした具体的な制度設計等に係る骨格について年内合意をめざすこととしました。
- (3) 連合は、政府・連合トップ会談において、古賀会長が菅総理に対し、①消防職員及び刑事施設職員への団結権・団体交渉権、②争議権、③地方公務員の取扱い、 ④在籍専従制度問題、の4点について要請しました。
- (4) 政府は、公務労協との交渉において、①争議権の検討は十分協議していく、給与法等の法律事項と政令事項の振り分けについては自律的労使関係制度のもとで然るべく交渉していくこと、②自律的労使関係制度を措置するための4法案と給与減額措置のための法案については、政府として両法案の成立を執念を持ってめざしていく、③消防職員の団結権等をはじめ地方公務員の労働基本権の問題につ

いては、公務員制度全体として整合性をもった改革が実現するよう、今後とも総務大臣をはじめ総務省政務三役と緊密に連携していく、④国会において速やかに審議の上、成立に向け最大限努力していく、⑤新たな制度の下で、労使が真摯に向き合い、円滑かつ効率的な交渉を通じて時代の要請に応え、公務に働く皆さんとともに新たな制度を築き上げていく所存である、との回答をしました。

- (5) 以上の経過を踏まえ、「国家公務員制度改革関連4法案」は、幹部人事の一元管理その他の人事制度の改革及び退職管理の一層の適正化とともに、自律的労使関係制度を確立する措置として、2011年6月3日に閣議決定され国会に提出されました。
- (6) 公務員の労働基本権回復を政権政策に掲げた民主党を中心とする政権が発足して約2年が経過しましたが、制約状況はなお継続されています。しかし、「国家公務員制度改革関連4法案」の国会提出は、1947年に国家公務員法が制定され、1948年に政令201号により争議権が全面禁止、同年の国公法改正により国家公務員について労働三法の適用を除外、これ以降、交渉権における現業と非現業の適用関係の相違はあるものの、1950年に制定された地方公務員法を含め、公務員の労働基本権の制約状況が60年余にわたり継続されてきたもとで、政権交代の意義を明らかにした歴史的変化であります。
- (7) 国営関係部会は、公務員の労働基本権の確立と国営関係部会各組合の交渉に関わる課題と対策、また労働基本権確立後の公務労協としての対応などについて各種会議会議等に参加し、対策の検討を進めてきました。

6. 新たな高齢雇用施策の確立への対応

- (1) 2010年8月10日に行われた人事院の報告において、「公務員の高齢期の雇用問題~65歳定年制の実現に向けて~」と題する「定年延長に向けた制度の見直しの骨格」が示され、「本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行う」ことが明らかにされたことを踏まえ、公務労協は、引き続き、「新たな高齢雇用施策検討委員会」を中心として、雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向の実現に向けた対応をはかってきました。
- (2) 人事院は、2010年度中に意見の申出をしなかったことを踏まえ、公務労協は「新たな高齢雇用施策検討委員会」において、人事院の「定年延長に向けた制度見直し(素案)」原案に対する意見を整理し、人事院との交渉・協議を進めてきました。
- (3) 一方、2011年6月20日、厚生労働省の「今後の高年齢者雇用に関する研究会」は、「年金の報酬比例部分の支給開始年齢の65歳への引上げ完了までには法定定年年齢が65歳に引き上げられるよう、引き続き議論することが必要」を中心とする報告書をとりまとめました。

定年延長については、年金支給開始年齢と現行定年年齢の間における空白期間

が生じる2013年度をひかえ、引き続き、政府及び人事院の検討に対して、「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」に基づく雇用と年金を接続した新たな高齢雇用施策の確立に向けた対応を強化していく必要があります。

Ⅲ 2012年度の取組み課題

1. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの取組み

2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」は、「公共」の再構築を目標とする取組みとして、公務労協の存在意義を組織内外に示すものであるとともに、恒常的そして永続的な対応が求められるものであります。これまでの取組みの到達点を踏まえ、とくに公共サービス基本法の趣旨を具体的に活かし実践する主体的な対応を通じて、2012年度においては、①公共サービス基本条例の制定、②公務・公共部門の雇用拡大に重点を置いた活動の具体化をはかります。国営関係部会としては、連合・公務労協が進める各種対策に対し、中央、地方段階において各種取組みを進めます。

2. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

民主党を中心とする政権のもと、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と民主 的公務員制度改革の実現をめざしたこれまでの取組みの到達点に「国家公務員制度 改革関連4法案」及び「地方公務員の自律的労使関係制度の確立に関する法案」を 位置付け、取組みを進めます。

なお、今後の交渉のあり方等についての議論は、国営関係部会における対応とも 係わる問題であり、その内容、状況を踏まえた検討・取組みを進めます。

3. 地域主権改革、国の出先機関の見直し等に対する取組み

国の出先機関については、総人件費削減の手段としての改革を排除し、 政府の責任に基づく対策を求めます。

出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを基本とする「アクションプラン」が提起した、①2012年通常国会における所要の法整備、②体制整備(2014年度中)までの間の地方自治体の意見・要望に基づく事務・権限の移譲、③財源・人員の取扱い、④人材移管等の総合的調整を行う横断的体制等への対策を強化します。

なお、国営関係部会に係わる国有林野事業の取扱いについては、当該組合の意向 が反映されるよう取り組みます。

4. 新たな高齢雇用施策の確立の取組み

雇用と年金支給開始年齢の接続は、公務・民間を問わない被用者全体の課題であるという観点から、連合との連携を重視するとともに、段階的定年年齢の引上げを措置するための「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」の実現を求め、対政府交渉等を強化します。

5. 行政改革、独立行政法人及び政府関係公益法人改革等に対する雇用·労働条件確保の取組み

(1) 雇用と労働条件に影響を与える政策・予算・制度の具体化、また見直し等は、すべて労使交渉事項であるという立場から、連合・公務労協の連携のもとで対策を進めます。

独立行政法人及び政府関係公益法人の見直しに対しては、①見直しに係る基本 的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした 取組みを強化します。

(2) 全印刷・全造幣に係わる問題については、当該組合の基本要求の実現に向けて 取り組みます。

〈全印刷・全造幣の基本要求〉

- i. 組織形態は国の特別な機関又は実施庁
- ii. 現行事業の一体承継で国の機関に移行
- iii. 独立した事業会計制度

6. 特別会計の見直し等に対する取組み

- (1) 特別会計の見直しについては、「廃止ありき」の検討を排除するとともに、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等の国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置するよう取組みを進めます。
- (2) 国有林野事業については、その使命と役割が発揮されるとともに、一般会計化に向け対策を進めます。

7. 郵政関連法案等に係わる取組み

先の通常国会から継続となっている郵政改革関連法案については、次期臨時国会における成立をめざし取り組みます。

なお、国営関係部会は、JP労組と十分連携を図り、取組みを進めます。

8. 2012春季生活闘争の取組み

(1) 連合は、今後もグローバル化が進む中で外的要因による景気変動や、非正規労働者の急増、少子・高齢化社会などの環境の中で、労働条件闘争と政策・制度要求の取組みを一体とし、推進することとしています。

賃金関係については、①絶対水準の引き上げを重視する取組み、②賃金カーブ維持、③企業内最低賃金協定の取組みの強化等とし、全ての労働者を対象とした取組みの強化と運動の推進等としています。また、非正規労働者を含めた処遇の

あり方や時間外労働の削減、生活時間の確保など、その対策の検討を進めなければなりません。

また、闘い方として、中堅・中小の取組み、地場共闘のあり方等、中期的視点にたった春季生活闘争の改革に向け検討を進めています。

なお、具体的な要求などについては、11月開催の春闘討論集会以降、対策の検 討を進めていくこととしています。

(2) 国営関係部会は、連合の基本方針の検討・決定等を見定め、公務労協における 基本方針を踏まえつつ、「国営関係労働者の生活を維持・改善する」ことをめざ すこととし、具体的には来春の代表者会議において、国営関係部会の方針を提案 することとします。

なお、今後ともこれまでの歴史的な取組みの経過も踏まえ、統一要求を組織し、 団体交渉による解決を基本とします。

また、総合的労働条件改善要求についても統一対応を基本に検討を進めます。

- (3) 公務労協として対策を進めてきている新たな高齢雇用施策の確立等については、これまで同様、労働条件委員会における議論も積み重ねつつ対策を進めます。
- (4) 今年度の人事院勧告に関わる対応については、2012春季生活闘争における闘いを展望しつつ、各種対策の検討を進め、意思統一を図ることとします。

9. 各組合の重要課題について

<林野事業>

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、蓄積された森林資源が戦後ピークに達しようとしている中で木材自給率が20%台となっており、国産材利用促進に基づく山村振興対策など課題が山積しています。

地球温暖化防止対策に向けては、平成19年度から6年間で毎年55万ha、計330万ha の森林整備を行う必要があるとしていますが、計画実行に係る予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要となっています。

一昨年12月、森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出、 木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献等を理念に、 10年後の木材自給率50%以上等とする「森林・林業再生プラン」が作成され、昨年11 月には、森林・林業に関する施策、制度、体制について抜本的見直しを行い新たな森 林・林業政策を構築することが必要との最終とりまとめがされました。この再生プランをうけて、7月26日、森林・林業に関する政策の基本方向を定める、新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定されました。

今後は来年度予算を含めて、地域林業の確立や地域振興策など「森林・林業

基本計画」に基づく具体的施策の展開が重要になっています。また、3月11日の東日本大震災では、海岸防災林等の林地災害や木材工場の損壊など甚大な被害が発生し、東日本大震災の復旧・復興対策としての予算の確保や木材の安定供給体制の確立に向けた取組みを進めています。

国有林野事業については、「行革推進法に基づく国有林野事業の一般会計化・独立 行政法人化への検討」の見直しを求めてきました。昨年10月の特別会計の事業仕分け においては、「特別会計を一部廃止し、一般会計化する」「負債返済部分は区分経理 して国民負担を増やさない」とのとりまとめ内容とされました。

また、新たな「森林・林業基本計画」では、「公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務は区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計へ移行を検討」とされました。

今後は、早期の一般会計移行に向け、債務返済の検討や、組織・要員、労働条件、 業務運営等一般会計化に向けた具体的な検討が進められることから、政府の政策決定 などに対する取組みを進めていきます。

<印刷事業>

独立行政法人事務・事業の見直し(平成22年12月7日閣議決定)において出された、 印刷局事業を国の判断と責任の下で実施する政府方針を具体化するための取組みを継続・強化していきます。

さらに「改革の第2段階」とされる制度・組織の見直しに対する対策について、印刷・造幣労協で確認している「基本3原則」を堅持して、あらゆる社会的危機においても、国民経済、国民生活の安定・安心を支える通貨等の製造は国の組織・事業として実施する体制と、質の高い印刷局事業確立を求める取組みを進めます。

また、定年延長制度については、65歳定年制の実現とディーセント・ワークのための生きがい・働きがいのある人事賃金制度の確立とライフステージ全般において仕事と生活の調和を可能とするワーク・ライフ・バランスの実現を求めていきます。

そして、東日本大震災からの復興・再生のため、震災危機を安心社会の転換点にし、 国民の生命と安全、健康の確保のための各種取組みを進めていきます。

く造幣事業>

全造幣は、昨年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた「独立行政法人の制度・組織の見直し」に対する運動を展開してきました。また、民主党への要請を中心とした様々な対策とともに、財務省協議の場において、組合の考え方を主張してきました。

このようななかで、全造幣は、独立行政法人の見直しについて「全印刷・全造幣労

働組合協議会総会」を開催し、「通貨事業等を国の組織・事業として実施する特別対策本部会議」において、意志統一した方針に基づき各関係方面に運動を展開してきました。

しかしながら、「独立行政法人の制度・組織の見直し」については、3月11日に発生した東日本大震災の影響を受けて、6月に予定されていた検討が延期されました。 今後は、政府・行政刷新会議の状況や動向等を視野に入れながら、来年の通常国会に 法案を提出する予定であることから、年末までを山場とし取組みの強化を図っていく 必要があります。

このことから「独立行政法人の制度・組織の見直し」において、通貨事業等を国の判断と責任の下で実施させる体制を確立し、造幣事業の現行体制・制度の維持、組合員の雇用と身分を守るため「国の組織・造幣4事業の一体承継として実施する」こととし、財務省協議をはじめ、さらなる取組みを強化し運動を展開していくこととします。

一方、造幣事業においては、第2期中期計画の4年目にあたり、事業運営がなされていますが、人員削減、業務の効率化、事務・事業の見直しなども併せて行われています。このため、組合員にこれまで以上に負担がかかるとともに職場環境の悪化も招いています。したがって、今後も組合員の負担軽減や職場環境の改善を当局に求めていくとともに、組合員の雇用と身分、労働条件の確保に全力を挙げていくとともに、造幣局の現行体制の維持を基本に、高度な技術・技能の継承のための人材確保や造幣事業の安定・発展に向けて取組みを強化していくこととします。

<郵政事業>

3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故は、日本社会全体に甚大な影響を与えました。全国津々浦々に点在する郵政グループにおいても、多くの社員や関係者が被災し、郵便局等社屋の崩壊等、甚大なものとなりました。半年を経過した今なお深刻な状況が続いていますが、JP労組は、長期化が想定される被災地の復旧・復興への協力を年間執行方針の重点課題の取組みの一つと位置づけ、労働組合の原点である助け合い活動を通じた「心ひとつに運動」を展開していくこととしました。

また、JP労組は、現在上程されている郵政改革関連法案の早期成立にむけ、現在 関係各方面に精力的な取組みを行っているところです。同法案の目的は、2007年10月 からの民営・分社化によって顕在化した様々な問題点を克服するため、より国民・利 用者の視点に立って事業の利便性を高めること、また、国民生活を支えてきた社会的 なインフラ機能を向上させること、そしてなにより各事業で働く社員の雇用の安定と 労働条件の確保の道筋を確固たるものとさせることにあります。

具体的に J P 労組が主張しているのは、経営形態を現在の 5 社体制から 3 社体制に移行、 4 事業に分割された事業を 3 分割に戻すこと、また、政府・親会社の出資比率を 1/3 超にすることにより、グループの一体性を確保するとともに、ユニバーサルサービスを永続的に提供できるようにすることです。法案の閣議決定が 2007 年 10 月に

行われていながら、審議、廃案、審議を繰り返しており、成立の行方は、混迷する政治情勢の中で依然不透明な状況となっています。

東日本大震災では、郵政グループも大きな被害を受ける中、被災者に対し懸命にサービス提供に努めていますが、分社化されているがゆえ、配達員が通帳を預かれない、車両の融通が利かない、また、郵便局舎の再建築にも影響が出ている等、あらためて分社化の弊害が明らかになりました。民営化された現在においても、三事業一体、ユニバーサルサービスの提供という、郵政事業の使命は変わらないにもかかわらず、こうした分社化した弊害が、地域社会への貢献を進めていくという私たちの事業理念、意義が薄れていくばかりか、グループ経営状況にも重く悪影響を及ぼしている等、現行法制の下では、将来展望を描くことが出来ないことから、一刻も早い法案成立が必要な状況となっています。

8月30日、民主党・野田代表と国民新党・亀井代表による党首会談が行われましたが、この中で、『郵政改革法案については、郵政事業の逼迫する現状を踏まえ、最優先課題として取り組み、各党修正協議での合意を図り、次期臨時国会において成立を期す』という合意書が交わされました。JP労組としては、郵政グループの将来展望を切り拓くためにも早期成立に向け、あらゆるチャネルを最大限活用して、法案の早期成立に向け、引き続き政治対応を強化していくこととします。

10. 国営関係部会の運営等について

- (1) 公務労協は、今後の組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題等及び第6回総会以降の検討において結論が得られた事項の実現に向け、①公務労協構成組織以外の公共サービス関係組合との交流・連携、②活動範囲の深化を図るとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等、③未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、すべての都道府県における地方組織の結成、④「協議会から連合会への移行」について、今後の労働基本権の回復等に係る法制度措置への対応と具体化の動向や推移を踏まえ、検討を行うこととしています。
- (2) 国営関係部会の運営については、公務労協における議論の状況を踏まえつつ検討を進めて行くこととします。

なお、今年度の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部 会運営要綱」に基づき進めます。

- (3) 各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、書記長会議、企画調整会議等を計画的に開催します。
- (4) 公務労協が提起している「自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営 の変更」と組織検討委員会報告の具体化及び機関運営等について
 - ①「自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更等に関する方針案 (仮称)」を策定します。なお、来春開催予定の代表者会議において提案するこ

とを基本に、関係法案の国会審議等の動向を踏まえ対応します。

- ② 今後の公務労協組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題の実現に向けて、以下のとおり具体化をはかることとします。
- イ.活動範囲の深化をはかるとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等を行う。
- ロ. 未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握 した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成 を推進する。

また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、 主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うことと する。

- ハ. 各部会構成組織書記長の運営委員会への参加について、国公連合における合意形成を踏まえた廃止・整理を行う。
- 二. 企画調整委員の人数等の変更について、正副議長会・企画調整会議、 運営委員会において検討する。
- ホ.「協議会から連合会への移行」については、自律的労使関係制度の確立に伴 う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて 討議の必要の有無を含めた再検討を行う。

以上に関わる国営関係部会としの対応については、企画調整会議おいて検討を進め、来春の代表者会議において意思統一を図ることとします。